

福島県立美術館運営協議会委員公募要領

1 目 的

福島県立美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）における委員の選考について、その一部を公募方式とすることにより、広く県民の声を福島県立美術館（以下「美術館」という。）の運営に反映し、文化行政の向上に資する。

2 募集定員

募集定員は1名とする。

3 委員の任期

2年間（令和9年1月1日～令和10年12月31日）

4 応募資格

次のいずれにも該当する者。ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除く。

- （1）福島県内に居住又は通勤していること。
- （2）令和9年1月1日現在における年齢が18歳以上であること。
- （3）年に1回程度美術館において平日に開催される会議に出席できること。

5 応募方法

次のものを下記連絡先まで持参又は郵送すること。

- （1）履歴書1通（写真添付）
- （2）作文（美術館の運営に関する意見や提言について、800字以内）
※郵送の場合は封筒余白に「運営協議会委員公募」と朱書きすること。

6 広報及び募集期間

（1）広 報

次の方法により周知を図るものとする。

ア 福島県教育委員会及び美術館のホームページに掲載する。

イ 県政記者クラブに資料提供を行う。

（2）募集期間

令和8年9月25日（金）～10月21日（水）（必着とする）

7 公募委員の選考

（1）選考方法

提出された履歴書及び作文並びに面接により、次に掲げる職員で構成する公募委員選考委員会において選考する。

ア 社会教育課長

イ 美術館職員（館長、副館長兼学芸課長、主幹兼事務長兼総務課長）

（2）選考委員の変更

前項に掲げる職員が出席できない場合は、当該職員が指名する職員をもって委員とする。

（3）選考日程

ア 一次選考（履歴書・作文） 令和8年10月22日（木）

イ 二次選考（面接） 令和8年11月11日（水）

※二次選考は一次選考の結果に基づき、美術館において実施する。

8 運営協議会委員の決定

選考委員会において候補者を選定し、12月定例教育委員会において決定する。

9 選考結果通知

（1）一次選考の結果は、決定後速やかに全員に通知する。

（2）二次選考の結果は、教育委員会での決定後速やかに、二次選考対象者全員に通知する。

10 連絡先・問い合わせ先

〒960-8003 福島市森合字西養山1 福島県立美術館総務課

電話 024(531)5511 F A X 024(531)0447

附 則 この要領は、令和8年9月3日から施行する。